

## 地域コミュニティ助け合い機能強化助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、栃木県コミュニティ協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、地域コミュニティ力の維持・向上を図るため、県内の地域コミュニティ団体やNPO等が行う地域の課題解決に資する取組に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 地域コミュニティ団体

県内の自治会、町内会等の地縁団体、自治会連合組織、校区又はコミュニティ協議会をいう。

(2) ボランティア団体

県内に所在地があり、主に県内でボランティア活動（個人の自発的な意思に基づく自主的な活動）を行う団体をいう。

(3) NPO

県内に所在地があり、主に県内で活動する非営利の活動を行う団体及び特定非営利活動法人をいう。

(4) 地域の自主組織

地域課題の解決のため公益的な活動を行う団体であって、構成員が5人以上であり、うち半数以上が活動する地域（県内に限る。）に在住又は通勤・通学するものをいう。

(補助対象団体)

**第3条** この補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる全ての要件を満たす、地域コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO又は地域の自主組織とする。

(1) 地域における課題を把握し、その解決に取り組んでいる又は取り組もうとしていること。

(2) 団体としての活動実績があり、定款又はこれに類する規約等など一定の規程を定め、代表者が明らかであること。

(3) 団体として、明確で適切な会計処理のもとに活動をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

(1) 暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を含む団体

(3) 排除条例第6条第1項に規定する密接関係者を含む団体

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している団体

(5) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体

(補助対象事業)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業は、県内において地域の課題解決に取り組むことを目的とした公益性のある事業（課題解決に必要な体制整備や課題解決に継続的に取り組むのに必要な担い手の育成・確保等のための事業を含む。）で、補助を受けようとする年度内に実施するものとする。ただし、事業の効果を高めるため、実施に当たっては、協会会長が別に承認するアドバイザー等による助言や指導等（伴走支援）を受けること及び多様な主体と協働で行うことを検討し必要に応じてそれにより行うことを条件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

(1) 本補助金とは別に、協会又は栃木県から補助金等の交付を受けている事業

(2) 事業が、政治的又は宗教的な活動を目的とするもの

(3) 事業が、暴力団等反社会的な勢力の利益となるもの

(4) 事業が、公序良俗に反するもの

(補助対象経費等)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費は、前条の補助対象事業に要する経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 補助対象団体の運営及び維持管理に要する経常的経費
- (2) 補助対象団体の構成員や事業への参加者に対する人件費、飲食費、謝金、旅費等
- (3) 飲食費
- (4) 諸謝金のうち、補助対象団体の構成員や事業への参加者に対するもの
- (5) 委託料
- (6) 備品購入費
- (7) その他、協会会長が補助することが適当でないと認めた経費

(補助金の交付の申請)

**第6条** 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、協会会長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、協会会長が別に定める日とする。
- 3 この要綱による補助金の交付申請は、毎年度1団体につき1事業に限る。

(補助金の交付の決定)

**第7条** 協会会長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。

- 2 協会会長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

**第8条** 協会会長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により速やかにその決定の内容を通知するものとする。前条第2項により条件を付した場合にはその条件を併せて通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第9条** 申請団体は、前条による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更交付申請)

**第10条** 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）は、第6条の規定により提出した交付申請書及び関係書類の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、速やかに協会会長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

**第11条** 協会会長は、前条の規定により提出された変更交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業団体に通知するものとする。

(状況報告)

**第12条** 協会会長は、補助事業団体に対し、補助事業等の遂行の状況に関して報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

**第13条** 補助事業団体は、補助事業が完了したときは、協会会長が別に定める日までに実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて協会会長に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

**第14条** 協会会長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業団体に通知（様式第6号）する。

(補助金の交付の請求)

**第15条** 補助事業団体は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、請求書（様式第7号）を協会会長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

**第16条** 協会会長は 補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けたものが次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業の実施が困難となり事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を提出したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金を受けることについて不正の行為があったとき。
- (4) その他、法令等に違反する等、補助することが不適当と認められる事実があったとき。

(関係書類の保存)

**第17条** 補助事業団体は、収支に事実を明らかにした証拠書類等を含め、補助事業の経理に関するすべての書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定をした支援金については同日後もその効力を有する。